

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年条例第136号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(賦課に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第3条 前条の規定により賦課の決定を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を知った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して<u>審査請求をする</u>ことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>審査請求</u>を受けたときは、同項に規定する期間満了後50日以内に、これを<u>裁決</u>しなければならない。</p>	<p>(賦課に対する<u>異議の申立て</u>)</p> <p>第3条 前条の規定により賦課の決定を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を知った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して<u>異議を申し立てる</u>ことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>異議の申立て</u>を受けたときは、同項に規定する期間満了後50日以内に、これを<u>決定</u>しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。